

令和6年度
八戸市中小企業・小規模企業振興会議
意見書

令和6年10月16日
八戸市中小企業・小規模企業振興会議

目次

1	はじめに	P1
<hr/>		
2	総括意見	P2
<hr/>		
3	施策・事業に対する意見	P3
<hr/>		
4	参考	P6
<hr/>		
	(1) 中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿	
	(2) 令和6年度の開催状況	

1 はじめに

市内の中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化による競争の激化といった社会経済的な変化のほか、デジタル化の進展や脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化等、大きな変容の時を迎えている。

また、新型コロナウイルス感染症は収束したものの経済に与えた影響は大きく、さらに昨今の世界情勢の変動や円安による原油価格や物価の高騰、深刻化する人手不足等、地域経済を取り巻く環境は、回復の兆しはあるものの依然として厳しく、いまだ不透明な状況が続いている。

このような状況の下、市では、中小企業の振興を市政の柱に据えるとともに、地域社会が一体となってその振興に取り組むため、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行し、中小企業の振興を実現するための基本理念や市の責務、施策の基本的事項を定め、また、それらに基づくものとして、次に掲げる8つの施策の基本方針を示している。

- 基本方針1 経営基盤の強化の促進を図ること。
- 基本方針2 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 基本方針3 販路拡大の促進を図ること。
- 基本方針4 人材の確保及び育成を支援すること。
- 基本方針5 事業承継の円滑化を図ること。
- 基本方針6 資金の供給の円滑化を図ること。
- 基本方針7 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。
- 基本方針8 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。

本会議では、条例でうたわれる目的の達成に向けて、これら8つの施策の基本方針に基づき実施される各種事業について、実施状況に係る市からの報告を基に、その内容や効果等を検証し、既存事業に関し改善すべき事項や、新規に取り組むべき事項について、本意見書に取りまとめた。

本会議の意見が、市を含めた地域全体での中小企業の振興の一助となることを期待する。

2 総括意見

八戸市では、中小企業の振興を市政運営の柱に据えるとともに、地域社会が一体となってその振興に取り組むため「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、同条例に掲げる8つの施策の基本方針に基づき、各種事業の実施に努めているところである。

一方、国では、令和6年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、成長型の新たな経済ステージへの移行の時期にあることから、デフレからの完全脱却の実現に向けて、賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上に取り組むこととしており、そのための方策として、賃上げ促進や労働市場改革、価格転嫁対策、人手不足への対応、輸出・海外展開の促進、中堅・中小企業の稼ぐ力の強化、DX・GX、科学技術の振興やイノベーションの促進、スタートアップの支援等を掲げている。

今後、市が同条例でうたわれる目的を達成するためには、国、青森県と協調し、役割分担を図りながら、中小企業の振興に積極的に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、市による中小企業・小規模企業振興施策の今後の方向性について、本会議の意見を述べる。

まず、経営基盤の強化を促進する観点から、近年増加する自然災害等の緊急事態において、事業の継続や早期復旧を可能とするため、企業が実施する事業継続計画（BCP）の策定を、さらに強力に支援していただきたい。

次に、八戸市の地域資源や産業基盤を生かした経営革新、創業及び創造的事業活動の促進のために、企業間の技術シーズ活用や交流等の連携促進、中心商店街の空き店舗問題対策及びカーボンニュートラルの重要性等についての啓発活動の強化に取り組んでいただきたい。

次に、販路拡大の促進を図るために、生産者と販売者をつなぐことで、市民が地元において地域のブランド農産物を購入できる仕組みづくりに取り組んでいただきたい。

次に、深刻な人手不足が加速する中、人材の確保及び育成を支援するために、新たな助成制度の創設、若年世代と地元IT企業社員の交流の場や同年代のコミュニティの場の創出、地元企業を知ってもらうためのイベント開催、労働環境改善に向けた積極的な情報発信をすることで、女性や若者が八戸市に就職し、継続して働いていけるような環境の整備を促進していただきたい。

最後に、企業の資金供給の円滑化を図るために、市融資制度等の条件を緩和することで、融資利用者にさらに寄り添った制度となるよう拡充していただきたい。

3 施策・事業に対する意見

○基本方針1 経営基盤の強化の促進を図ること

- 1 事業所等における事業継続計画（BCP）の策定支援事業について、中小企業の場合、日常の実務に加え自ら策定することは容易ではなく、策定に当たっては専門家のサポートを必要とするケースが多いと考えられることから、その費用負担の軽減に取り組む必要がある。また、介護事業所、情報・通信、金融・保険業等、BCP策定が必須又は望ましい事業体を対象としたセミナーの開催も有効と考えられる。 【既存事業の改善】

○基本方針2 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること

- 2 産学官共同研究開発支援事業について、市内中小企業でも他の企業のシーズ等を利用した研究開発が行われており、産産連携の更なる促進のためには、当事業の「学官」に加え「シーズ保有の産」を加えることも有効であると考えられる。 【既存事業の改善】
- 3 企業連携促進事業について、「企業連携交流サロン」における参加者間の更なる交流を図るため、ワークショップ形式での開催の是非を検討すべきと考えられる。 【既存事業の改善】
- 4 中心商店街空き店舗・空き床解消事業について、市内の空き店舗問題が深刻化している状況を踏まえ、予算規模の増額に取り組むなど、更なる対策の強化に努める必要がある。 【既存事業の改善】
- 5 地球温暖化対策理解促進事業について、八戸地域新ゼロエミッション連絡協議会とも連携し、一般家庭や中小企業に対する環境問題対策としてのカーボンニュートラルの重要性やカーボンニュートラルに関する新技術の紹介等の啓発活動を実施する必要がある。 【既存事業の改善】

○基本方針 3 販路拡大の促進を図ること

- 6 農業新ブランド育成事業について、例えば八戸いちごの販売場所が分からないという事例があるため、一時的なイベント開催のみではなく、生産者とバイヤーをつなぎ、市民が日頃から地元スーパー等で地域のブランド農産物を購入できるような仕組みづくりに取り組む必要がある。【既存事業の改善】

○基本方針 4 人材の確保及び育成を支援すること

- 7 20歳代前半人口（特に女性）の就職移動による首都圏への転出超過が、人口の社会減、婚姻数減、出生数の激減等、少子化の真因であるとする分析があり、地方での人口減少防止のためには、地元出身者に限らず、女性や若者が八戸での就職に魅力を感じる環境づくりが重要である。女性の雇用環境を整備し人口定着を図ることで人口減少対策にも有効であると考えられることから、これまで当該世代女性の雇用が少なかった企業が新たに女性採用計画を立てることを条件として、情報の発信や職場環境の整備等の採用活動に係る補助金又は雇用奨励金等、新たな助成制度の創設を検討する必要がある。

【新規事業の検討】

- 8 いきいきとしたデジタル社会推進事業について、デジタルに強い若年世代は社会問題への意識も高く、地域の次世代を担う有能な人材であることから、地元 IT 企業等の人材確保に向けて、若年世代が IT 企業若手と各種テーマや問題点を議論できるといった、新しい技術の情報を収集することのできるコミュニティの場を設ける必要がある。【既存事業の改善】

- 9 地元企業ファンづくりプロジェクト事業について、若者の地元定着や企業の人材確保のために、行政、支援機関、各学校での包括的な情報交換の場の設置や、関係機関の横断的な大規模イベント「地元企業ファンフェア」等の開催を検討する必要がある。【既存事業の改善】

- 10 若年者・離職者対策事業について、人手不足に伴い企業での同期入社員数が減少している中、悩み事や想いを同期社員と共有することができず、離職につながるケースが想定されることから、地域企業合同での新入社員研修を開催するなど、企業間での同期入社員のコミュニティの場を提供するとともに、その場の運営等に自ら積極的に関わることで責任と権限を体験する機会を提供することが必要である。【既存事業の改善】

- 11 労働環境普及・啓発事業について、現状の事業内容が受動的であるため、SNSでの発信や事業所に直接パンフレットが届くような手法等、能動的な周知に努め、事業効果を高める必要がある。 【既存事業の改善】

○基本方針6 資金の供給の円滑化を図ること

- 12 青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（創業）について、保証料補給の条件に「市内に有する事業所が唯一のものであること。」とあるが、制度利用者の利便性を考慮し、「市内に住所を有すること若しくは市内で創業すること」といった、条件の緩和を検討する必要がある。 【既存事業の改善】
- 13 中小企業特別保証制度保証料補助事業について、融資利用の大半を小規模・零細企業が占める中、現状の融資期間では返済負担が大きくなることから、中小企業小口特別保証及び小口零細企業保証については7年以内から10年以内に、商工業設備投資資金特別保証については10年以内から15年以内に、融資期間の拡充を検討する必要がある。 【既存事業の改善】

4 参考

(1) 中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿

役職	氏名	所属等
	岡 本 信 也	株式会社アイティコワーク 取締役
	佐 藤 大 輔	青森県中小企業団体中央会八戸支所 所長
	佐 藤 徳 幸	青森県信用保証協会八戸支所 支所長
	関 川 友紀子	公募委員
	田 澤 俊 吾	青森県 経済産業部 経済産業政策課 課長代理
	舘 直 子	南郷商工会 主任経営指導員
	田 村 武 智	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター プロジェクトマネージャー
会長	堤 静 子	八戸学院大学 地域経営学部 特任教授
	西 川 弥 生	東北税理士会八戸支部 支部長
	橋 本 麗 奈	公募委員
	松 坂 洋 司	株式会社八戸インテリジェントプラザ 常務取締役所長
	松 橋 里 実	株式会社松橋不動産 代表取締役
	松 橋 義 昭	八戸金融団 会長
副会長	向 井 俊 晴	八戸商工会議所 専務理事
	柳 平 昭 仁	八戸公共職業安定所 所長

(2) 令和6年度の開催状況

回数	開催日	議題
1	令和6年4月25日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興条例に基づく助成制度の見直しについて・ 令和5年度の意見に対する市の対応状況について・ 令和6年度の活動計画について・ 市の中小企業・小規模企業振興施策(意見聴取)について
2	令和6年5月28日(火)	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興条例の見直しに係る調査審議の流れについて・ 中小企業振興条例に基づく助成制度の概要及び過去の助成金交付実績について・ 日本経済の動向及び国の中小企業政策について
3	令和6年7月4日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興条例に基づく助成制度の論点整理について
4	令和6年7月31日(水)	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興条例に基づく助成制度の論点への対応について
5	令和6年8月29日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 市の中小企業・小規模企業振興施策について・ 中小企業振興条例に基づく助成制度の見直しに関する答申(案)について
6	令和6年9月26日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 市の中小企業・小規模企業振興施策に関する意見書(案)について